

## 中間試験(2004.06.08.実施) 解説

## . 全体的講評

## 1) 日常学習と試験勉強

日常学習ができていれば試験もできます。逆に、できていないと試験直前の詰め込みに効果はありません。今回の試験で、自己点検が活かされていないことに驚きました。

## 2) 法的思考

事実関係への判断と判断基準が区別できていず、混同しているものが多くありました。変な文語調の語調だけを真似して、肝心の法的思考方法の訓練ができていないのでは、法学部での勉強方法を間違えています。

## 3) 解答形式

文章を書く際には論理的文章を書く必要があります。感想文は回答とはなりません。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

## 4) 個別解答項目について

1. 問題文をそのまま書き写しても回答にはなりません。

2. 論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。「～の問題」とか、「～について」などのように、何かわかったような感じがするでしょうが、実は何を言っているのかさっぱりわからないようなものは論点を提示したことになりません。

3. 「許される」とか「できる」といった表現をとるのがほとんどでした。日常用語として話すのはいいですが、解答としては、それがいったいどのような意味においてなのかを把握することが必要です。

4. 説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、司法判断の説明など。

5. 諸説とは、当事者の主張のことではありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

6. 諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。

7. したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

8. 自説を主張するためには、その根拠が必要です。

## . 個別問題毎の講評

以下の から の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点 2. その論点の前提となる法内容の説明

3. その論点に関する諸説 4. その論点に関する自らの見解

注意：1. いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には答案を無効と扱う。

3. 設問1から4はこの順番で記述する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。

4. 採点基準(各問50点満点、合計100点満点で採点する)

a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には Xの三段階評価を行う。

b) は必要なことが述べられている場合につけ、10点。

は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。

Xは何も述べられていない場合、ないしまったく関係ないことを述べている場合で、0点。

c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

## いすゞ自動車事件

1990.09.11 朝日新聞より

いすゞ自動車の従業員2人が、労働組合を脱退して新組合を結成したところ、ユニオンショップ協定を理由に会社から解雇されたのは不当だとして、同社を相手どり労働契約関係の存在確認などを求めていた訴訟の判決が11日午前、横浜地裁であった。判決によると2人は、同社川崎工場に勤めていた87年10月会社の合理化についてのいすゞ自動車労組の方針に反発し、同労組を脱退するとともに別の組合を結成。会社側は翌日同労組の申し入れを受けて、「組合を脱退した者は解雇の対象にする」とのユニオンショップ協定に基づいて2人を解雇した。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 他労働組合へのユニオン・ショップ協定の適用、合憲性
2. 採点基準 : 項目があれば、。日本語になっていれば、

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : ユニオン・ショップ制の説明、団結権の内容と論点
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、  
全体として、だいたい述べられていれば、

### 3. 諸説

1. 要点 : 合憲説、違憲説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、  
内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、

### 4. 自説

1. 要点 : 「3」のいずれを採用するのが必須。
2. 採点基準 : 理由が必要。採用しない説の検討まで行なわれていれば、

## JR東日本事件

1994.04.20 朝日新聞より

勤務時間中に国労バッジを着けていたことを理由に、期末手当を5%減額したのは、不当な賃金差別だとして、国労東日本本部と国労東京地方本部が救済を申し立てていたことに対し、埼玉県地方労働委員会は十九日、国労側の訴えを認めて、JR東日本に減額分の支払いなどを命じた。地労委は命令書で、「私企業の労働者には、公務員に対して要求される厳格な職務専念義務はない」として、バッジ着用は就業規則違反とする会社側の主張を退け、業務に支障がなければ労働組合の正当な行為だと認めた。これに対して、JR東日本の清野智・人事部長は「誤った判断をしており、承服しかねる」との談話を発表、命令の取り消しを求めていくことを明らかにした。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 就業時間中の組合活動が法的保護を受けるか否か
2. 採点基準 : 就業時間中の組合活動という点があれば、  
問題状況の指摘まであれば、
3. コメント : 「就労中」とする解答があったが、意味不明

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働契約上の権利義務、団結権
2. 採点基準 : 労働契約上の義務について触れていることが必須

### 3. 諸説

1. 要点 : 業務阻害性説 vs. 職務専念義務説
2. 採点基準 : 業務阻害性説、職務専念義務説があれば、  
内容が説明ができていれば、

### 4. 自説

1. 要点 : 「3」のいずれを採用するのが必須
2. 採点基準 : いくつかの判断基準に対する選択がされていれば、  
理由を示して説明できていれば、

\* コメント : 公務員の問題とする解答があったが、この誤解は理解に苦しむ。